

公的研究費に関する不正防止対策の基本方針及び不正防止計画

令和5年7月12日
学長 木枝暢夫

I. 不正防止対策の基本方針

1. 不正防止対策に関する責任体制を明確にし、不正防止体制を徹底する。
2. 公的研究費の適正な運営及び管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正を発生させる要因を把握および検証し、具体的な不正防止計画を策定する。
4. 公的研究費の適正な運営・管理を行うことができるよう、構成員向け研修を実施する。
5. 学内の意識改革を進め、不正を生じさせないモニタリング体制を整備する。

II. 不正防止計画

公的研究費の適正な使用に努め、不正使用を防止するべく「学校法人湘南工科大学公的研究費取扱規程」に基づき、不正防止計画を以下のとおり策定する。なお、本計画は、今後不正を発生させる要因の把握とその検証を進め、適宜見直しを行い、公的研究費の適正使用を推進することとする。

1. 環境の整備

不正発生要因	不正発生要因の詳細	不正防止計画	具体的行動
1. 使用ルール、規程等の理解不足	研究者が使用ルール、規程等を理解していないことにより、研究費を不適切な執行が発生する。	使用ルール、規程等の周知	学内使用ルール、科学研究費ハンドブックに明記し、公的研究費使用ルール説明会にて周知を徹底する。 チェックリストにより理解度を測る。
2. 不明瞭な責任体制	経費の管理執行に対しての責任が曖昧になる。	責任体制の明確化	規程等により全学の責任体制を明確化する。
3. 情報共有の停滞	経費の管理執行が適正に行われているか不明瞭である。	情報の発信	内部監査等の結果を、学内理事会で定期的に発信する。
4. 法令遵守意識の低下	競争的資金が国民の税金であり、不正使用が国民の負託を裏切る行為であるとの認識が不足している。	法令遵守意識の向上	学内使用ルール、科学研究費ハンドブックに明記し、公的研究費使用ルール説明会にて周知を徹底する。 説明会において、不正発生時に全学の教育研究活動に与える影響等を周知することにより、法令遵守意識の向上を図り、誓約書を徴収する。

2. 物品等の発注検収

不正発生要因	不正発生要因の詳細	不正防止計画	具体的行動
1. 経費執行の年度末集中	購入時期が不適切なため、研究に支障が生じる。	早期計画的執行の推進	毎月収支簿を配付、執行状況を周知し、早期計画的執行を啓発する。必要に応じて指導助言を行う。 備品の発注については、期限を設ける。
2. 予算の使い切り意識	不要な物品を購入する。	繰越制度等の周知	公的研究費の採択時の使用ルール説明にて繰越制度等の周知を行うことにより、繰越制度の利用促進を図る。
3. 検収制度への理解不足	業者と癒着し、架空請求や水増し請求などにより、資金を不正に使用する。	検収制度の周知	公的研究費の採択時に全品検収を実施することについて説明を徹底する。
4. 検収制度の形骸化		検収制度の徹底	全品検収を実施し、検収者の検収印のないものは、経理処理を行わない。
5. 発注制度の理解不足		発注制度の周知	公的研究費使用ルール説明会で発注制度について周知する。 取引業者に対し、発注制度を十分に理解した上で本学との取引を行うよう周知し、誓約書を徴収する。
6. 発注状況の把握が不十分		関係教職員等の情報共有	5万円以上の備品については、必要書類を揃えて、発注前に事務局の事前決裁を行う。

3. 給与謝金

不正発生要因	不正発生要因の詳細	不正防止計画	具体的行動
1.労働の対価との意識が不十分	・アルバイトの勤務時間を実際より多い時間に出勤簿に記入させることにより、水増し請求する。 ・研究とは関係のない業務をする。 ・学生アルバイトに支払われた賃金を研究室などにペイバックする。	アルバイト従事予定者に対する事前説明の徹底	雇用時に、アルバイト従事予定者と事務担当者が面談し、給与謝金手続きについて、従事予定者へ周知する。
2.事務局による勤務時間管理が不十分		事務局による勤務管理の徹底	タイムカードで管理する。 情報収集などの場合は、タイムテーブルや成果報告書などの提出を求める。

4. 旅費

不正発生要因	不正発生要因の詳細	不正防止計画	具体的行動
1.旅費請求手続きの形骸化	旅費を水増し請求する。	旅費請求手続きの周知徹底	学内使用ルールにより、使用経路航空券半券などの添付書類を徹底する。
2.出張事実の確認が不十分	・出張したが用務先に行っていない。 ・出張を取りやめたが、行ったとして旅費を受給した。	出張事実の確認の徹底	事後的に確認ができるように、用務内容等を具体的に記載することを徹底する。また、記載内容を確認するため、開催通知、関連メール等関係資料を添付する。

5. 情報伝達体制の確立

項目	要因	具体的行動
1.相談窓口	研究者が誤った判断に基づく研究費を使用する。	事務課を相談窓口とし、適正な使用の指導助言を行う。
2.通報窓口	・通報する担当部署がわからない。 ・通報を行うことに抵抗があるため、通報窓口が利用されない。	「学校法人湘南工科大学公益通報に関する規程」に基づき、受付窓口を内部監査室に設置し、通報者等の保護体制について、説明会で周知する。
3.内部監査の実施	内部監査の意識が薄い。	採択者に対する説明会において、内部監査を行うことを説明する。監査結果を学内理事会で報告し、周知する。

III. コンプライアンス教育及び啓発活動計画

実施時期	実施内容	対象者
4月	コンプライアンス教育(科研費説明会)	科研費に関わるすべての構成員
7月	不正防止計画の周知	公的研究費に関わるすべての構成員
3月	コンプライアンス教育	公的研究費に関わるすべての構成員